

6. エスカレーター

エスカレーターは運送力が大きい上下移動のための設備であるが、利用者が転倒しやすい危険な箇所である。

原則、エスカレーターのみへの対応は避け、エレベーターで対応する。エスカレーターを設置する場合は、安全性に十分配慮する。



階段、エレベーターと見通しよく設置されたエスカレーター整備例

●共用できる空間づくり

- 危険防止のため、進入の可否の表示や音声による案内を行う。

措置の例

[表示（共通）]

○上り又は下り専用のエスカレーターの場合、上端及び下端に近接する通路の床面等において、進入の可否（矢印や進入禁止を示すマークなど）を示す。



エスカレーターの整備例

●複数の手段が用意された空間づくり

- 移動手段を選択できるよう、エスカレーターは、エレベーターや階段と見通しよく設置する。

措置の例

[設置位置（共通）]

○階段やエレベーターと経路選択しやすいよう、見通しよく設置する。

●分かりやすい空間づくり

- 所在などを分かりやすくするため、施設内でエスカレーターの仕様や各階での配置を統一する。

●安全な空間づくり

- エスカレーターの速度を遅くする（20 m/分）ことや、乗降口に手すりを設置することなどにより安全性を高める。
- 注意喚起のため、エスカレーターの上端、下端に視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック）を敷設する。

措置の例

[設備・備品等（共通）]

○踏段の端部に縁取りを行う等により、踏段相互の認知をしやすいとする。

[その他（共通）]

○高齢者等の利用に配慮し、速度を遅くすることもできる調整機能を備えたものとする。

7. 便所

便所は、生活する上で必要不可欠な設備であり、高齢者や障害者等が積極的に街に出て行くためには、すべての人が利用できる便所の整備が必要である。

便所の所在や内部レイアウトを分かりやすくし、様々な障害に配慮した設備や空間スペースの確保が必要である。その一つに、様々な障害に配慮し、多様な機能を特定の便房に集約する多機能便房を整備する手段もあるが、近年多機能便房へ利用者が集中している等の傾向を踏まえ、多機能便房における機能分散を促し、車いす使用者の利用上の不便さの軽減にも配慮する必要がある。

●共用できる空間づくり

- ボタンや手すりの設置位置、便器の様式など高齢者等の利用に配慮したものとする。(JIS S 0026 の基づく配置)
- 一般の便所においても、空間にゆとりを持たせるなど、車いす使用者や乳幼児連れが使用できるように整備する。

措置の例

[設置数(共通)]

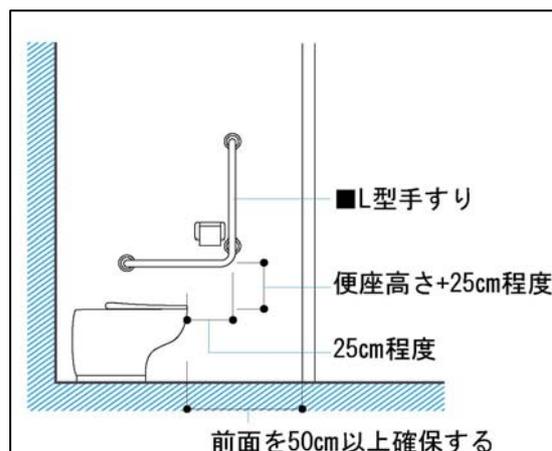
◇各便所のできるだけ多くの便房は便座を洋式とし、手すりを設ける。(整備基準では、1以上)

[設備・備品等(共通)]

○便房に設ける手すりは垂直水平に設ける。

[一般便所(共通)]

◇便房は幅 1.1m、奥行き 1.8m以上の有効寸法とし便器への接近を考慮する。(整備基準では、便座の大きさは車いす使用者が利用できる空間を確保。)



手すりと洋式便器を設置した一般便房の整備例



車いす使用者も利用可能な一般便房の整備例

●複数の手段が用意された空間づくり

- 車いす使用時の便座に対してのアプローチ、あるいは介助者による場合などをし、便座の周囲に十分な広さを確保する。

措置の例

[寸法(車いす使用)]

◇便房の大きさは電動車いす使用者が円滑に利用できる車いす回転スペースとして直径 1.8mの円が内接できる空間を確保し、間口・奥行きを 2.2m以上とする。(整備基準では、車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間の確保)

●分かりやすい空間づくり

- 配慮した内容が分かるように、便所の入

口や案内図にマークなどにより表示する。

●使いやすい空間づくり

- ・ 介助者の性別によらず、介助、おむつ交換、幼児の利用などができるように考慮する。



多機能な便所の整備例

●安全な空間づくり

- ・ 転倒や体調の変化に対応するため緊急通報ボタンを設置する、救出しやすくするなど考慮する。

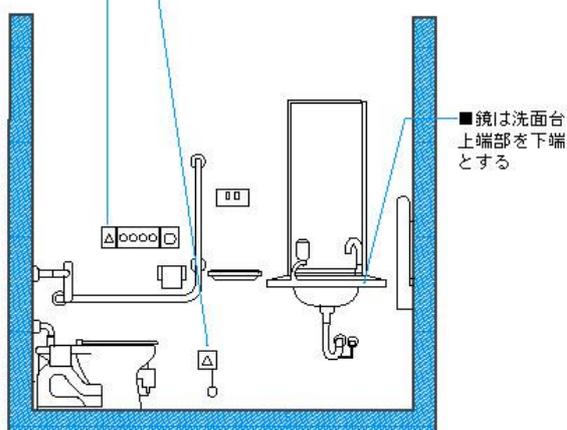
措置の例

[設備・設置等（共通）]

○音、光等で押した状態を確認できる緊急通報ボタンを設ける。

○緊急通報ボタンは、便座に腰掛けた状態で使用可能な位置と床に転倒したときに操作できる位置に設置する。

■緊急通報ボタンは2か所設置する



多機能便所の整備例

8. 客席

客席は観劇、音楽鑑賞、スポーツ観戦等ができるよう劇場やホール、体育館などに設けた観覧等のためのスペースである。

このため、多様な障害に対応した客席を設けることが必要である。

●共用できる空間づくり

- ・ 座席は通路側の肘掛を跳ね上げ式とし、通路壁面に手すりを設けたり、上演時間以外は照度を確保するなど、高齢者、障害者等の利用に配慮する。

措置の例

[その他（共通）]

○通路側の座席の肘掛は、高齢者・障害者等が利用しやすいよう跳ね上げ式や水平可動式とする。

●複数の手段が用意された空間づくり

- ・ 視覚障害への配慮として、視覚情報を補う音声情報を提供する。

措置の例

[設備（視覚障害）]

○視覚障害者向けに音声で舞台やスクリーンの状況を案内する装置等を設ける。

- ・ 車いす使用者が見やすく、避難しやすい位置に、十分な広さと安全性に配慮した観覧スペースを設置する。また、介助者が同行する場合があることも考慮する。

措置の例

[寸法（車いす使用）]

○1席あたり間口90cm以上、奥行1.5m程度とする。



車いす使用者の利用できる観覧スペース

- ・ 聴覚障害の聴力や情報受信の方法は、人によって様々である。利用者に応じて集団補聴設備、手話通訳、要約筆記が選択できるように整備する。

9. 駐車場

駐車場は自動車を運転して目的地を訪れ、施設を利用する際に、自動車の駐車、乗降のために必要となるスペースである。

高齢者や障害者等の社会参加を促進する上で、自動車は有効な移動手段の一つである。このため、駐車場を設置する際には、すべての人が円滑に、安全に利用できる駐車施設を確保する。

●共用できる空間づくり

- ・ すべての駐車施設を車いす使用者の利用やベビーカーを使用する場合の利用に配慮した駐車施設とすることをめざす。

●複数の手段が用意された空間づくり

- ・ すべての駐車施設を車いす使用者等の利用に配慮した駐車施設としない場合は、車いす使用者用駐車施設を別途設置する。

●分かりやすい空間づくり

- ・ 車いす使用者用駐車施設は、その旨を分かりやすく表示し案内・誘導する。

措置の例

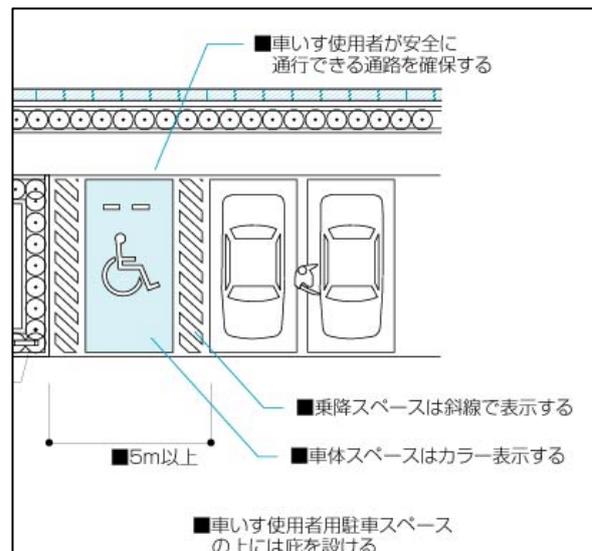
[大きさ（車いす使用）]

○1台の場合は、幅員5m以上とし、車体スペースの両側に1.4m以上の乗降用スペースを設置する。

[表示（車いす使用）]

○標識や表面に国際シンボルマークを塗装するなど車いす使用者用である旨を明示する。

○乗降用スペースは、斜線で表示する。



駐車場の整備例



駐車場の整備例

●使いやすい空間づくり

- ・ 多くの車いす使用者は、自ら傘をさして車いすを操作できず、自動車の乗降に時間がかかるので、雨に濡れないよう配慮する。

措置の例

[通路の構造（車いす使用）]

○車と建物出入口までの間を雨にぬれない構造とする。

●安全な空間づくり

- ・ 車いす使用者が安全に乗降できる車寄せを設ける。

10. 案内表示

案内表示は、位置や誘導・規制等の情報を正確に伝えるための提供手段であり、非常に重要な役割を担っている。

見やすさや設置位置などを工夫するとともに、障害により情報の受発信には様々な制限があるため、多様な方法で情報を提供する。

●共用できる空間づくり

- ・ 空間の中で案内表示の位置を認識しやすくするようデザインする。
- ・ 目線から表示が見える位置に案内表示を大きく表示するなど、身長や視力（弱視等）によらず分かりやすいものとする。

措置の例

[仕様（共通）]

○太線の大きめの文字や図を用いるなど分かりやすいデザインとし、背景色とのコントラストに配慮する。

[設置高さ・位置（共通）]

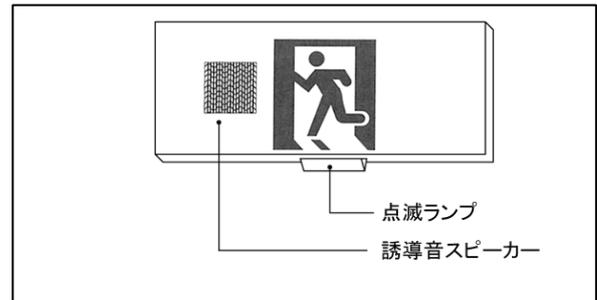
○掲出高さは、視点からの見上げ角度が小さく、かつ視点の低い車いす使用者等にも見やすい高さとする。

[設備・備品等（聴覚障害）]

◇呼び出しなど音声による案内を行うところでは、文字情報表示設備を設ける。（整備基準では官公庁、銀行等への設置は努力義務）

●複数の手段が用意された空間づくり

- ・ 視覚障害への情報提供は、視覚的な情報のかわりに音声や点字、触知案内により行う。
- ・ 聴覚障害への情報提供は、聴覚を通しての音声情報のかわりに文字や光、振動などで提供することが原則である。



視覚障害者に配慮した誘導音付の誘導灯

●分かりやすい空間づくり

- ・ 知的障害者や児童等にも分かりやすい文字、大きさ、言葉の統一を行う。施設によってはルビを打つなどの対応も行う。
- ・ 外国語を併記するなど、国際化に対応する。

措置の例

[表示（その他）]

○施設の用途により主要な案内板・表示板等には外国語を併記する。

○外国語を併記するときも、日本語表示が小さくならないよう配慮する。

○ひらがなを併記する。



案内表示整備例

●使いやすい空間づくり

- 車いす使用者に配慮した設備・スペース、オストメイト対応・乳幼児用ベッドの設置された便所など、配慮した内容について案内表示する。

措置の例

[表示（車いす使用）]

◇車いす使用者用便房のある便所は、当該便所の出入口又は付近に、そして館内案内板等にその案内表示をする。（整備基準では、当該便所の出入口又は付近に表示）



車いす使用者用便房の案内表示

1.1. 浴室等

浴室等は脱衣室、洗い場、浴槽からなり、脱衣から着衣に至る一連の入浴動作を想定し、整備することが必要である。

十分な空間を確保し、手すりなどを設けて一連の動作に対応する。また、高齢者や障害者等にとって転倒等の発生しやすい危険な場所であるため、安全性に配慮する。

●共用できる空間づくり

- 容易に安全に利用できるよう、浴室等には段を設けないようにするとともに、床仕上げや出入口の構造に留意し、手すりを設置する。

●複数の手段が用意された空間づくり

- 車いす使用者が円滑に利用できるよう浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置し、介助がある場合も含め十分な空間を確保した浴室を整備する。

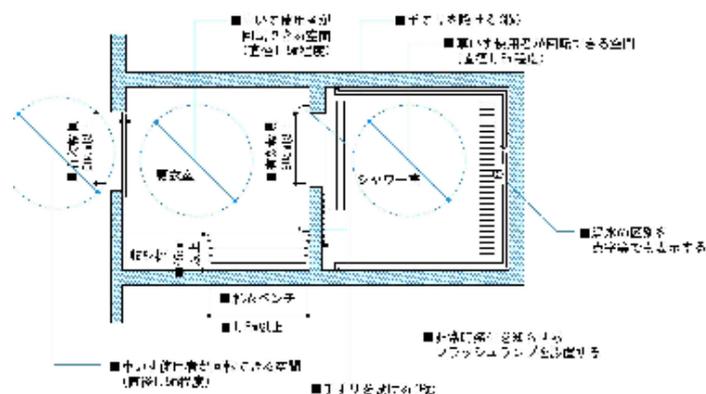
措置の例

[設備・備品等（共通）]

○手すりは水平及び垂直に配置する。特に洗い場、浴槽間の移動の動作を考慮して、浴槽近くには垂直タイプの手すりを設置する。



車いす対応の浴室例



車いす使用者が利用できるシャワー室・更衣室の整備例

●使いやすい空間づくり

- 介助者が異性の場合に利用できるよう、別途更衣室を用意するなど配慮する。

●安全な空間づくり

- 転倒や体調の変化に対応するため緊急通報ボタンを設置する。

12. 客室

客室はベッド等を備えた宿泊・休憩のための施設である。

街のバリアフリー化が進み、高齢者や障害者等が、積極的に観光等の目的で外出できるようになってきているため、客室においても、すべての人が安心して利用できるよう配慮した整備が必要である。

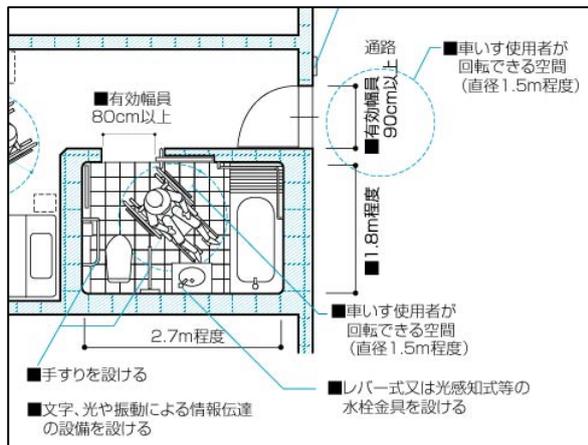
●共用できる空間づくり

- 客室は段差をなくし、空間にゆとりをもたせるなど、車いす使用者が利用できる客室とする。

措置の例

[寸法 (共通)]

◇客室の出入口の有効幅員は 90 cm 以上とする。(整備基準では 80cm 以上)



車いす対応の客室例 (浴室部分)



車いす対応の客室例

●複数の手段が用意された空間づくり

- 聴覚障害に配慮し、客室内にいても外部との音声によらないコミュニケーションを可能にする。

措置の例

[設備・備品等 (聴覚障害)]

○文字、光や振動により、情報伝達、注意喚起、ドアノックの認知ができる設備を設ける。

●分かりやすい空間づくり

- 視覚障害に配慮し、鍵の操作やスイッチ類の位置、家具の配置など分かりやすいものとする。

13. カウンター等

カウンター、記載台、公衆電話台は台上で手続き等を行う場所であり、すべての人が利用できるよう、カウンター等の高さや照度に留意する。また、視覚・聴覚障害等に配慮したものとする。

●共用できる空間づくり

- 車いすでの利用や子どもの利用に配慮し、高さを低くしたカウンター等も設置する。また、車いすが寄り付けるような空間を周囲に確保する。

措置の例

[共通]

○カウンターの高さは 70 cm 程度とし、下部スペースは高さ 65 cm 程度、奥行き 50~60 cm 程度とする。



カウンターの整備例

●複数の手段が用意された空間づくり

- ・ 呼び出しは、音声と視覚により行う。特に、聴覚障害者は音声を聞くことはできないので、聴覚以外の方法で呼び出しを行う。

●使いやすい空間づくり

- ・ 高齢者や弱視者が書類記入などの受付作業を円滑に行えるよう、カウンター上の照度を確保する。



授乳やおむつ替えの場所の整備例

措置の例

[視覚障害]

○視覚障害者には明るい方が見やすい人、反対に暗い方が見やすい人もいるため、机上の照度を調節できる手元照明を設ける。

14. 授乳室等

授乳室やおむつ替えの場所は、乳幼児連れにとって、外出先で非常に重要となる。

乳幼児連れが利用する施設では、授乳室やおむつ替えの場所を設置し、他者を気にせずゆったりと子どもの世話ができるように配慮する。

また、おむつ替えは性別によらず利用されることも考慮する。

●共用できる空間づくり

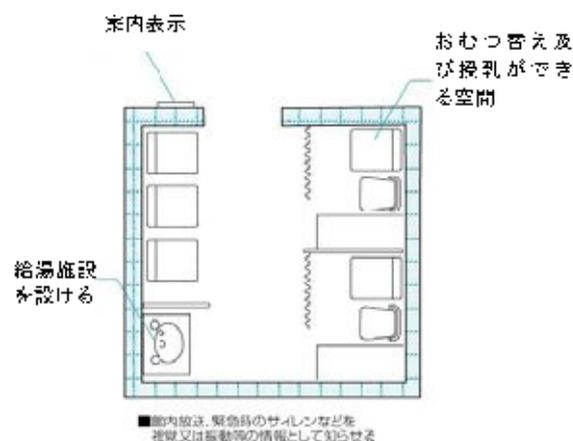
- ・ 仕切りなどを設け、プライバシーの確保に配慮し、世話をする人の性別によらず授乳やおむつ交換ができるようにする。

措置の例

[設備（共通）]

○授乳専用の区画を設けてプライバシーを確保しながら複数の親子で同時に利用できるようにする。

○給湯や哺乳ピンの消毒ができる設備を備えるか、それらができる場所や方法を案内する。



授乳室の整備例

●複数の手段が用意された空間づくり

- ・ 視覚障害者が授乳室等を利用できるよう、必要な案内を点字等により行う。

●使いやすい空間づくり

- ・ 授乳室を整備する場合、授乳とおむつ替えの両方ができる部屋とし、あわせて荷物置き場を設置するなど使いやすさに配慮する。

措置の例

[設備（共通）]

○授乳のためのスペースの周辺には、荷物置き場を設ける。

15. 手すり

手すりは、高齢者や障害者等にとって、安全確保（転倒防止）、立上がり補助（身体支持）、移動補助、また視覚障害の誘導のために必要な設備である。そのため、目的にあわせて適切な場所に使いやすい手すりを設置する。

●共用できる空間づくり

- ・ 傾斜路や段のあるところでは連続して手すりを設置する。
- ・ 高齢者・障害者等が主に利用する施設においては、致命的な転倒を防止する観点から、階段や傾斜路に加え、玄関ポーチ、玄関・廊下、エスカレーター等にも連続して手すりを設置する。
- ・ 身長によらず利用しやすいよう、2段手すりを設置する。

措置の例

[高さ（共通）]

○手すりの高さ（通路、廊下、傾斜路、階段）は以下の通りとする。

（註：手すりの高さは、手すりの上端の高さを示す。）

1本の場合 H=75～85 cm程度

2本の場合 H=75～85 cm程度

H=60～65 cm程度



階段の2段手すり

- ・ 握りやすい形状、快適に使用できる素材など使いやすいものとする。

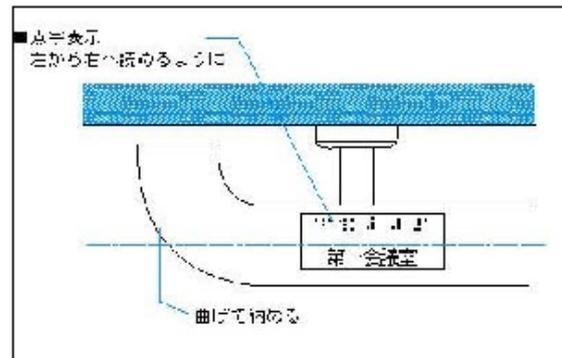
●複数の手段が用意された空間づくり

- ・ 施設の用途により、誘導用手すりを設ける必要があるが、設置できない場合によっては、手すりに代わる案内を設ける。
- ・ 手すりの端部等には、現在位置と誘導内容等を点字表示する。

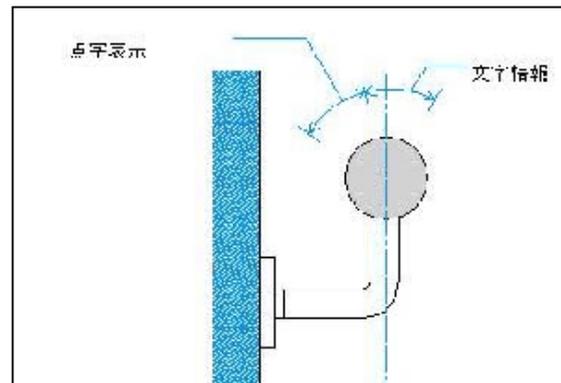
措置の例

[表示（視覚障害）]

○階段手すり及び廊下等の手すりの端部、曲がり角部分等には、現在位置と誘導内容等を点字表示する。



点字と墨字による案内表示の例1



点字と墨字による案内表示の例2

●使いやすい空間づくり

- ・ 便所に手すりを設ける際には、洗浄ボタン等との位置関係に気を付ける。
- ・ 将来新たな手すりをつけることが可能なよう下地を設けるなどする。

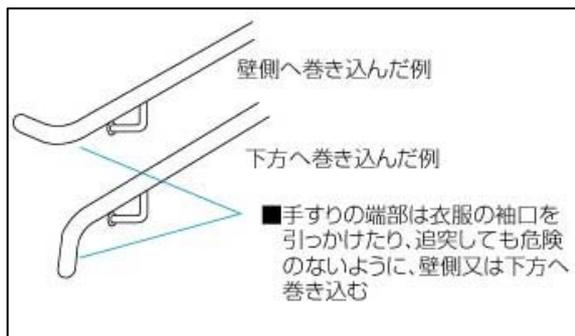
●安全な空間づくり

- ・ 袖の引掛りを避けるために、端部を処理するなどを行い、危険性のないものとする。

措置の例

[形状（共通）]

○端部は、衝突時の危険性を少なくし、服の袖の引掛りを避ける等のため、曲げて納める。



手すりの端部の例

発行 第1版 平成20年1月
第2版 平成26年7月
愛知県建設部建築局
住宅計画課街づくり事業グループ
郵便番号 460-8501
住所 名古屋市中区三の丸3-1-2
電話 052-954-6590
(ダイヤルイン)
F A X 052-961-8145
E-mail jutakukeikaku@pref.aichi.lg.jp

不特定多数の人等が利用する施設の新築等の際には、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、工事着手30日前までに整備計画の届出が必要です！